

南郡熊野サッカー協会規約

【名 称】

第1条 本会は、南郡熊野サッカー協会という。

【目 的】

第2条 本会は、サッカーの向上、普及を図り、心身の健全な発達と地域に貢献することを目的とする。

【事 業】

第3条 本会は、前条の目的を達成するための事業を行う。

【組 織】

第4条 本会は、本会の目的に賛同して入会した団体及び個人で組織する。

【入 会】

第5条 入会する団体及び個人は、入会届けを本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

【会 費】

第6条 会員1人当たりの年会費を1,000円とする。

2. 日本サッカー協会に登録する団体年会費を10,000円とする。
3. 年度途中で会員資格を喪失されても会費は返納しないものとする。

【会員の資格喪失】

第7条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失跡宣告を受けたとき、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

【退 会】

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。

【除 名】

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席者数の3分の2以上の議決を経て、会長がこれを除名することができる。
この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会員として規約に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき。

【役 員】

第10条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名（理事会からの推薦により選出）
- (2) 副会長 2名（理事会からの推薦により選出）
- (3) 常任理事 若干名（日本サッカー協会登録各団体より1名選出）
- (4) 理事 若干名（活動を認められ理事会から推薦された者）
- (5) 事務局 若干名（常任理事、理事より選出）
- (6) 監事 2名（常任理事、理事より選出）

2 本会の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

【総 会】

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- (1) 通常総会は、毎年1回開催する。（役員承認と年間事業計画、予算、事業実績、決算の報告と承認、その他）
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

【理事会】

第12条 理事会は、常任理事及び理事をもって構成する。

2 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事にあたる。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

3 常任理事及び理事から理事長を選任する。

4 理事会は、会長及び理事長が必要と認めたときに開催する。

5 理事会の議長は、理事長が務める。

【部 会】

第13条 次の部会を置き、担当部会が中心となって事業を遂行する。

- シニア部会
- 第1種部会
- 第2種部会
- 第3種部会
- 第4種部会
- 女子部会
- キッズ部会
- フットサル部会

2 各部長は、部会を開催することができる。

3 部会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

【支 部】

第4条 この協会の事業遂行のため、次の支部を置く。

(1) 紀宝支部

(2) 御浜支部

(3) 熊野支部（熊野支部の会員は、熊野体育協会加盟料 500 円を負担）

2 支部の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

組織図



